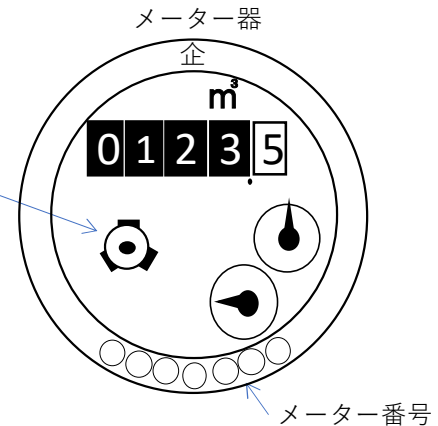


漏水確認と修理当番業者について

①漏水の確認方法（メーター）

宅内の蛇口等をすべて閉めた状態で、パイロットマークが回っていれば漏水が考えられます。

※トイレご使用直後や温水器等を設置している場合は、補水が行われている可能性があるのでご注意ください。



②漏水が確認できた場合

水道メーターから蛇口までの間はお客様（使用者又は建物の所有者等）において管理する部分となります。

- ・「漏水調査」あるいは「修理」が **必要** となります。
- ・お客様ご自身で水道工事店へ修理依頼を行ってください。
※調査や修理は、水道企業団では行いません。
- ・お客様の管理部分ですので、費用はすべて 「お客様のご負担」 となります。

◎修繕、調査の依頼をされる場合は、基本的に「出張費用など」がかかりますのでご注意ください。

※ 賃貸、借家、集合住宅等の場合

- ・賃貸、借家等である場合、費用負担先の確認が必要です。
- ・建物の所有者や管理会社等へご相談をお願いします。

③漏水調査、修理の依頼

◎修理等の依頼には次のような方法があります。

- ・お客様の知り合いの指定業者（水道工事店）に依頼する。
- ・建築した時のハウスメーカー等を経由して業者に依頼する。
- ・企業団ホームページに登録された業者リストから選んで依頼する。

※なるべく複数の業者から見積書を取り、内容を検討されることをおすすめします。

④検針期間中の修理当番業者

- ・検針期間中は、漏水修理のお問い合わせが多くなることから、企業団では、この期間、修理の依頼を受けることができる給水装置工事業者に、あらかじめ修理当番の協力をお願いしています。
- ・ただし、漏水の場合はすべてお客様の自己負担となりますので、必ずしも下記の水道修理当番業者に依頼しないといけないわけではありません。
- ・修理当番業者に依頼される場合は、受付日を確認の上、ご依頼日当日の対応業者へご連絡ください。

【 7 月（令和 7 年度 2 期）の検針期間中の修理当番業者 】

受付日		業者名	昼間 連絡先	夜間 連絡先
7月21日	月	(株)山本配管工業所	581-2136 (8:30~17:00)	090-6422-9736 (17:00~20:00)
7月22日	火	(有)高野商会	581-3169	同左(20:00まで)
7月23日	水	(有)開衛設備	090-3735-5352	同左(20:00まで)
7月24日	木	(株)トキワ設備	080-5210-0729 090-7447-9444	同左(20:00まで)
7月25日	金	(株)丸藤産業	503-2911 (8:30~17:30)	080-1784-0461 (17:30~20:00)
7月26日	土	中央設備(株)	923-1144	同左(20:00まで)

※各当番業者の受付時間は、 当日8:30～20:00 です。

※金額を含む契約内容につきましては、当企業団は関与いたしません。

⑤水道料金等の減免について

修理が完了したら料金課までご連絡下さい。漏水箇所によっては申請により水道料金等が減免できる場合があります。

※詳しくは、当企業団ホームページでご覧になれます。

減免できる例・・・地下や壁の中等での漏水で、発見が困難であったもの

減免できない例・・・トイレ・受水槽等のボールタップ故障、温水器・給湯器等器具の漏水、その他目で確認できる漏水

料金の減免は、漏水に起因して最も使用水量が増加したと推定される1期分のみが対象となりますので、あらかじめご了承ください。

【お問い合わせ等は下記まで】

- 漏水修理に関すること・・・ 春日那珂川水道企業団 施設課 571-7003
- 減免申請に関すること・・・ 春日那珂川水道企業団 料金課 571-7002
業務時間 8:30～17:00（土・日・祝日は休み）
- 企業団HP・・・ https://kasuga-nakagawa-suido.or.jp/maintenance/request_repair/